

令和2年4月10日
告示第57号

美浦村空家等解体費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村内に存する適正な管理がなされないまま放置されている危険空家等の解体を促進し、村民の安全安心の確保、また生活環境の保全を図るため、その工事費の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、美浦村補助金等交付規則（平成2年美浦村規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (3) 準特定空家等 美浦村空家等対策の推進に関する条例（平成30年美浦村条例第11号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する準特定空家等をいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、村長が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 美浦村内に存し、特定空家等及び準特定空家等に該当するもの。
 - (2) 補助対象空家等及び同一敷地内の他の建築物並びにその敷地が1年以上使用されていないものであること。
 - (3) 個人が所有するものであること。
 - (4) 所有権以外の権利が設定されていないものであること。
 - (5) 公共事業等の補償の対象となっていないものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象空家等となることを目的に故意に破損させた場合はこれを除く。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象空家等の所有者又は相続人であること。

- (2) 条例第10条第1項又は同条第2項の規定による助言又は指導を受け、かつ条例第12条の規定による措置命令を受けていないこと。
 - (3) 申請時において、村税等を滞納していないこと。
 - (4) 美浦村暴力団排除条例（平成23年美浦村条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
 - (5) 申請した日の属する年度の3月末までに、事業を完了することができること。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象空家等が共有である場合は、当該共有者全員（補助金の申請をしようとする者が共有者の1人である場合、当該補助金の申請をしようとする者は除く。）から補助対象空家等の除却についての同意を得られない者は、補助対象者としなない。
- （補助対象工事）

第5条 美浦村内に事業所をもつ事業者が発注する除却工事とする。

- 2 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可（土木工事業、建築工事業、又は解体工事業の許可に限る。）若しくは建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく解体工事業者の登録を受けた事業者又は建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）附則第3条第1項の規定により引き続き解体工事業に該当する営業を営む者に委託する工事とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象工事としなない。
- (1) 補助金の交付の決定前に着手した工事（補助対象空家等の状況により緊急に工事を要する事情があるものと村長が認める場合を除く。）
 - (2) その他村長が不相当と認める工事
- （補助対象経費）

第6条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者と解体撤去業者が請負契約を締結した空き家及びその敷地に存する工作物の解体（解体に係る仮設工事を含む。）、撤去及び処分並びに整地（舗装等を除く。）に要する経費とする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、前条の規定により算出した補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（1、000円未満の端数は切り捨てる。）とし、30万円を限度とする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、空家等解体費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え

て、村長に提出しなければならない。

- (1) 空家等の見取図、配置図及び現況写真
- (2) 補助対象工事の見積書及びその内訳書の写し
- (3) 交付申請手続きを他の者に委任する場合は委任状
- (4) 村税等納付（納入）状況確認承諾書
- (5) その他村長が必要と認める書類
（交付及び不交付の決定）

第9条 村長は、審査の結果、補助金の交付の決定をしたときは、空家等解体費補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 村長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、空家等解体費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
（申請内容の変更）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事の内容に変更が生じたときは、空家等解体費補助金変更交付申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、村長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の規定による変更の申請があった場合は、その内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、空家等解体費補助金交付変更承認通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとし、不相当であると認めたときは、空家等解体費補助金変更交付不承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。
（申請の取下げ）

第11条 交付決定者が、申請の取り下げをしようとする場合には、速やかに村長に対し、空家等解体費補助金交付申請取下げ書（様式第7号）により、届け出るものとする。

（完了報告）

第12条 交付決定者は、補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、空家等解体工事完了報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出するものとする。

- (1) 補助対象工事の請負契約書（原本還付）
- (2) 補助対象工事の領収書（原本還付）
- (3) 廃棄物処分に関する処分証明書
- (4) 完了写真（施工前と同一箇所から撮影したもの）
- (5) その他村長が特に必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第13条 村長は、前条に規定する完了の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、空家等解体費補助金交付額確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 前条の規定により通知書を受けた交付決定者は、空家等解体費補助金交付請求書（様式第10号）を村長に提出するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 村長は、交付決定者が虚偽又は不正な手段により、補助金の交付の決定、又は補助金の交付を受けたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

2 前項の規定に基づき、交付の決定を取り消す場合は、空家等解体費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 補助金の返還については、規則の定めによるものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。